

平成25年度 教育委員会 第17回定例会 議案

- 1 日 時 平成25年12月4日(水) 9時30分
- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 日 程
- (1)開 会
- (2)議事
- (3)報告事項
- (4)閉 会

第17回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	所管法人の新制度移行状況等	1
2	平成 25 年度全国学力・学習状況調査結果 保護者・教師用一体型リーフレットの配布	2
3	「静岡県のケータイ・スマホルール」配布	3
4	<非>平成 26 年度再任用候補者選考の経過及び結果	非

所管法人の新制度移行状況等

(教育総務課)

(要旨)

公益法人制度改革における既存法人の新制度への移行申請期限が本年11月30日に到来したため、旧民法に基づき主務官庁として教育委員会が所管していた法人の移行状況等を報告するものである。

(概要)

- 1 根拠法(平成20年12月1日施行)
 - (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)
 - (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号。以下「認 定法」という。)
 - (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第50号。以下 「整備法」という。)
- 2 公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、 主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決するこ と。

- 3 公益法人制度改革の骨子
 - (1) 法人法の要件を充足すれば、登記のみで一般社団法人又は一般財団法人を設立することができる。(主務官庁制の廃止)
 - (2) 一般社団法人又は一般財団法人のうち、認定法に定められた基準を充足すると県公益認定等審議会から認められた法人は、知事の公益認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となることができる。(法人格の取得と公益性の判断とを分離)
 - (3) 既存法人は、整備法の規定に基づき、移行申請を行い、県公益認定等審議会の審議を経て、知事の認可により一般社団法人又は一般財団法人に、知事の認定により公益社団法人又は公益財団法人に移行することができる。

なお、移行申請期限内に申請しない場合は、解散とみなされる。

4 新法施行以降の教育委員会所管法人の状況

年度	所管法人数	年度内における所管法人の異動		
十 皮		解散法人数	新制度移行法人数	所管替え法人数
平成20年12月1日(新法施行日)	229	-	-	-
平成20年度末	226	3	0	0
平成21年度末	215	10	1	0
平成22年度末	200	12	3	0
平成23年度末	164	10	21	5
平成24年度末	108	10	46	0
平成25年度 (12.1現在)	20	20	68	0
		65	139	
合 計		(自主解散) 63	(公社)4、(公財)24	5
		(みなし解散)2	(一社)91、(一財)20	

現在所管している20法人については、平成26年4月1日までに移行登記を行うための事務手続中の 法人である。(内訳:(公社)1、(公財)2、(一社)9、(一財)8) (件名)

平成 25 年度全国学力・学習状況調査結果 保護者・教師用一体型リーフレットの配布

(学校教育課)

1 作成及び配布の趣旨

全国学力・学習状況調査の結果から明らかになった静岡県の子どもたちのよさや課題、また今後一層取り組みたいこと等を共有し、家庭、地域、学校が連携して子どもたちを育てていくことの大切さを一層啓発する。

2 配布物及び配布枚数

保護者・教師用一体型リーフレット 165,000 部

3 配布対象(政令市も含む)

- (1) 県内公立小学校5、6年生、中学校2、3年生、特別支援学校の保護者(各家庭に1部)
- (2) 県内公立小中学校及び特別支援学校の全ての教員及び学校評議員
- (3) 各市町教育委員会
- (4) 公立幼稚園に参考資料として各園5部

4 リーフレットの主な内容

- (1) 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査(児童生徒質問紙)結果の状況(1ページ) 「お子さんと一緒に確認してみませんか!」というチェック欄を作成し、保護者が子ど もと一緒に生活や学習状況について確認することができるようにした。
- (2) 家庭学習を充実させるために(2~3ページ) 家庭と学校がより一層連携して取り組み、学習習慣の定着を目指して、家庭と学校のそれぞれの役割を具体的に示した。
- (3) 教科(国語、算数・数学)に関する調査結果の状況(4~7ページ) 成果と課題が見られた問題等を掲載した。国語では、リーフレットや新聞、手紙等の様々な様式を持ったものに親しむことや自分の考えが効果的に伝わるように書くこと、算数・ 数学では、算数・数学から身の回りの事柄を考えてみること等を提示し、学校や家庭で学 力向上のために取り組む視点を明らかにした。
- (4) 静岡県の子どもの学力向上のための提言(8ページ) 子どもたちに「確かな学力」を身に付けるために、全国学力・学習状況調査を活用し、「オール静岡」として取り組んでいくよう「静岡県・政令市・市町教育委員会代表者会」からの提言を掲載した。

5 その他

- (1) リーフレットは県教育委員会学校教育課小中学校教育室のWEBページから 12 月中旬 以降ダウンロードできる。
- (2) 11月29日付で市町教育委員会に発送し、12月初旬には保護者に届く予定。

報告事項3 平成25年12月4日

「静岡県のケータイ・スマホルール」配布

(社会教育課)

1 目的

- (1) 子どもたちのスマートフォン及び携帯電話等のフィルタリング利用率向上を図る。
- (2) 子どもと保護者が、家庭において、スマートフォン及び携帯電話等を利用する際のルールやマナーを話し合うための素材として活用してもらう。

2 作成経緯等

(1) 仕様作成の経緯

静岡県ネット安全・安心協議会(有識者、携帯電話等に詳しい県内のNPO法人、 携帯電話事業者、SNS事業者、県関係各課の計9名で構成)にて検討

(2) デザイン

静岡大学教育学部学生に依頼

(上記協議会委員長である塩田真吾静岡大学教育学部講師の授業内で実施)

(3) 仕様の特徴及び理由

ア 仕様の特徴 一般的なリーフレットではなく、カレンダー形式とした。

イ 理由

- (ア) 家庭内に掲示し毎日見てもらうことで、ルールやマナーの理解に繋げるため。
- (イ) スマートフォンや携帯電話等について、家庭内で話す機会を増やすため。

3 配布時期等

(1) 配布時期

平成25年11月下旬

(2) 配布対象

県内全小学校5年生の保護者(児童数34,441人、学校を通じて配布) 青少年を取り巻く有害情報環境対策事業委託業者(下表参照)

	委託業者 代表者	事業名 (社内名称)
1	ドコモサービス東海株式会社	小・中学校ケータイ講座
	静岡営業所担当課長	(ケータイ安全教室)
2	KDDI株式会社コーポレート統括本部	小中学校ケータイ講座
	総務・人事本部総務部CSR・環境推進室	(ケータイ教室安全・安心講座)
	担当部長	
3	特定非営利活動法人静岡パソコンサポー	大人のためのウェブチェック
	トアクティビティ理事長	講座
4	特定非営利活動法人e-Lunch理事長	
5	特定非営利活動法人浜松子どもとメディ	
	アリテラシー研究所理事長	

4 その他

- (1) 利活用促進のため、広報活動を行う。
- (2) 5年生以外の児童への配布希望がある場合は、PDFファイルを提供する。